

標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって、身体に企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務業務等によって提供された当該企画旅行参加に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを完了した時まで、次の各号のいずれかの時をいいます。

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款集成型企画旅行契約の第2条第2号の規定および「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務業務等によって提供された当該企画旅行参加に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを完了した時まで、次の各号のいずれかの時をいいます。

第3条 前項の「サービスの提供を受けたことを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 旅客員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付了時
- (2) 前項の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客のみが入場する飛行機乗り場における手荷物の検査等の完了時
- ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
- ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- ニ 車両であるときは、乗車時
- ホ 宿泊機関等であるときは、当該施設への入場時

第4条 前項の「サービスの提供を受けたことを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 旅客員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げ了時
- (2) 前項の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客のみが入場する飛行機乗り場からの退場時
- ロ 船舶であるときは、下船時
- ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
- ニ 車両であるときは、降車時
- ホ 宿泊機関等であるときは、当該施設からの退場時

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その1)

第3条 当社が、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡・死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酔って正常な運転ができないと認められる状態で自動車又は原動機付自転車に運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者の故意が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の脳疾患、疾病又は心臓発作。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の転倒、転落、転倒、転倒又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (8) 旅行者の旅行の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権転換、内乱、政変反乱その他これらに類似の事実又は暴動(この規程において、群衆による者の集団の行動によって、全国又は一部の地区にわたって軽微が否され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質によって汚染された物質(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらに類する事故

(補償金等を支払わない場合一その2)

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その3)

第5条 当社が、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行目的に適合している場合を除き、補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者が別表第1号に定める運動を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行(いずれも競争を含む。)又は試乗(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路の上でこれらを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行目的に適合している間にも補償金等を支払います。
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であることと不定期便であることを問わず)を支払いの航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合一その4)

第5条の2 当社は、旅行者が死亡・死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げるいずれか1に該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡傷害の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当する者
- (2) 反社会的勢力を利用して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円(以下「補償金額」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害(身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後もいいます。以下同様とします。)が生じた場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

第8条 別表第2号の各号に掲げられた後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に照らし、身体障害の程度を認定し、別表第2号の各号の区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2号の(1)(3)、(1)(4)、(2)(3)、(4)及び(5)(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

第9条 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2号の7及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般のご後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって支払います。

第10条 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第11条 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 20万円
ロ 入院日数90日未満の傷害を受けたとき 10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 10万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 5万円

第12条 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数90日以下180日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数90日以下180日未満の傷害を受けたとき 5万円
ニ 通院日数3日以上180日未満の傷害を受けたとき 1万円

第13条 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

第14条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第15条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第16条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第17条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第18条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第19条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第20条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第21条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第22条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき 20万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
ハ 入院日数90日未満の傷害を受けたとき 10万円
ニ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円

第23条 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

第24条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第25条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第26条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第27条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第28条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第29条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第30条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第31条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第32条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第33条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第34条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第35条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第36条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第37条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第38条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第39条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第40条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第41条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第42条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第43条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第44条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第45条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第46条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第47条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第48条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第49条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第50条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第51条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

第52条 平常の業務に従事すること又は平生の生活に著しい支障が生じたとき当該認定したときは、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

(8) その他当社があらかじめ指定するもの
(損害賠償及び補償金等の支払額)

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

第20条 補償対象品の1個又は1対について1個の損害額が10万円を超えるときは、当社は、その損害の額を10万円を超えない範囲内で前項の規定を適用します。

第21条 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を超えて限度とし、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

(損害の防止等)
第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

(1) 損害の防止に努めたこと
(2) 損害防止の経緯を明らかにし、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

第21条 旅行者は、損害補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、前項の規定に基づき、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

(保険契約がある場合)
第22条 旅行者は、損害補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、前項の規定に基づき、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

(代位)
第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求を有する場合は、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額内で当社に移転します。

別表第1 (第5条第1項関係)
山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの) 100%
スキー、スノーボード、アイススケイティング、ハンダゴザスキー、極寒 軽便スキー(モーニングウェア、グローブ、マイクローライク、ウエラライク機器) 極寒 ジョイントレススキー他これらに関する危険な運動

別表第2 (第7条第1項、第3項及び第4項関係)
1 眼の障害
(1) 両眼が失明したとき 100%
(2) 一眼が失明したとき 60%
(3) 一眼の矯正視力が0.6以下となったとき 5%
(4) 一眼の視野狭窄(さく) (正常視野の角度の合計の60%以下)となったとき 5%

2 耳の障害
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
(2) 一耳の聴力を全く失ったとき 30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき 5%

3 鼻の障害
鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%
4 その他
(1) それしくは言語の機能を全く失ったとき 100%
(2) それしくは言語の機能に著しい障害を残すとき 35%
(3) それしくは言語の機能に障害を残すとき 15%
(4) 歯(歯肉)以外の歯肉を生じたとき 5%

5 外装(ぼうし) (顔面) (頸部) (頸けい部) (うで) の機状
(1) 外装(ぼうし)に著しい機状を残すとき 15%
(2) 外装(ぼうし)に機状を残すとき 3%

6 骨(むち)の障害
(1) 骨(むち)に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき 40%
(2) 骨(むち)に運動障害を残すとき 30%
(3) 骨(むち)に奇形を残すとき 15%

7 腕(手関節以上) (うで)、脚(足関節以上) (うで) の障害
(1) 腕又は脚を一節が失ったとき 60%
(2) 腕又は脚の二節が失ったとき 50%
(3) 腕又は脚の一節の二関節間の一関節の機能を全く失ったとき 35%

8 手(指)の障害
(1) 一手の母指を指関節(指関節間節)以上で失ったとき 20%
(2) 一手の母指の機能に著しい障害を残すとき 15%
(3) 母指以外の指を二指関節(遠位指関節間節)以上で失ったとき 8%

(4) 母指以外の指の機能に著しい障害を残すとき 5%
9 足指の障害
(1) 一足の第一足指(趾)(しゆ) (指関節間節)以上で失ったとき 10%
(2) 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき 8%

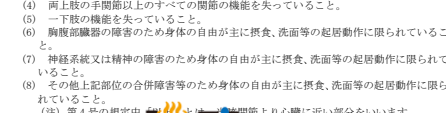
(3) 一足の第一足指以外の足指を第二(しゆ) (指関節間節)以上で失ったとき 5%
(4) 一足の第一足指以外の足指の機能に著しい障害を残すとき 3%

10 その他
(1) その他身体の一部が失ったとき 100%
(2) その他身体の一部の機能が失ったとき 100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分を含みます。

別表第3 (第8条第2項関係)
(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になっていること。
(2) それしくは言語の機能を失っていること。
(3) 両眼の聴力を失っていること。
(4) 両眼の視力を失っていること。
(5) 一耳の聴力を失っていること。
(6) 両眼の視力の障害がその身体の自由意思に摂食、洗面等の起居動作に阻害していること。
(7) 神経系統又は精神の障害のため身体の自由意思に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
(8) その他上述の各合併障害のため身体の自由意思に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

(注 第4号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分を含みます。)



勝那 清知
NACKT
NACKT TOURISM ORGANIZATION

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員
和歌山県知事登録旅行業

第3-326号
一社) 那智勝浦観光機構